

事 務 連 絡
平成26年3月31日

各地方整備局河川部長 殿
北海道開発局河川管理課長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局

水政課河川利用企画調整官

河川環境課河川保全企画室長

許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインについて

直轄管理河川における許可工作物は、河川管理施設を上回る施設数があり、それらの老朽化は河川管理施設と同様に進んできていることから、適切な河川管理のためには、許可工作物の適切な維持管理が重要となる。

今般の河川法の改正に伴い許可工作物についても許可受者による維持又は修繕の義務が明確化されたことを踏まえ、許可工作物の適切な維持管理がなされるよう、河川管理者として指導すべき事項等を技術的ガイドラインとしてとりまとめたので、遺憾のないように取り図られたい。

なお、「許可工作物に係る施設維持管理ガイドラインについて」平成二十三年五月十一日付け事務連絡により通知した内容は廃止する。

許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン

平成26年3月

水管理・国土保全局河川環境課
河川保全企画室

目次

1 総説

1-1 目的	1
--------	---

2 施設維持管理のための技術的ガイドライン

2-1 一般的な対応フロー	1
2-2 新築又は改築時の対応	2
2-3 占用の継続又は除却時の対応	2
2-4 異状発見時等の対応	3

1 総説

1-1 目的

河川法（以下「法」という。）第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）の新築、改築又は除却に際しては、『河川管理施設等構造令』、『河川砂防技術基準』、『工作物設置許可基準』（以下「許可の基準」という。）に基づき、河川管理上の支障について総合的に審査し、許可の判断を行っているところであるが、許可後においても適切な維持管理が行わなければ、公共の安全の保持その他の河川管理上の大きな支障になりかねない。

社会資本全体の経年劣化や老朽化の進行が見込まれる中で、社会的にも河川管理施設や許可工作物について、一層適切な維持管理の実施が求められている。このため、平成25年に法の改正がなされ、法第15条の2において、河川管理施設については河川管理者が、許可工作物については設置者が、施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことが明確化されるとともに、河川法施行令（以下「令」という。）第9条の3において、施設の維持・修繕に関して河川管理者及び設置者が共通して遵守すべき最低限の基準（以下「技術的基準」という。）が定められた。

許可工作物については、一義的には設置者の責により技術的基準に基づき維持管理がなされるべきものである。一方で、河川管理者としても法に基づく監督処分等の権限を有していることから、設置者に対し、技術的基準を踏まえた適切な指導や法に基づく権限の行使が一層求められる。

このような背景のもと、ダム、及び標識等簡易な工作物を除く許可工作物を対象として、許可工作物が設置者により適切に維持管理されるよう、河川管理者として指導すべき事項等を、技術的ガイドラインとしてとりまとめたものである。

なお、以下においては、指導等を行う対象について、審査段階にあつては「申請者」、許可後にあつては「設置者」とすべきところ、それらを便宜的に「設置者」と表現することとする。

2 施設維持管理のための技術的ガイドライン

2-1 一般的な対応フロー

許可工作物の新築又は改築の審査段階等においては、施設の維持管理に関し、技術的基準を踏まえた河川管理上必要な機能の維持や点検等について、設置者の対応を確認する。また、施設が不要となった場合の対応についても確認する。その際、適切な維持管理等がなされるため必要な事項について、設置者へ指導又は助言を行うこととする。

許可後においても、設置者による点検、河川管理者による巡視、出水期前の合同点検等により異状が発見された場合には、公共の安全の保持その他の河川管理上の支障が生じないように、必要に応じて指導又は助言を行うこととする。

さらに、必要な場合には、法の規定に基づいた報告の徴収及び立入検査（法78

条)、是正指示(法第77条)、監督処分(法第75条)、及び行政代執行(行政代執行法)の対応を行うこととする。

許可工作物の維持管理に係る河川管理者の一般的な対応フローを図-1に示す。

2-2 新築又は改築時の対応

(1) 設置者への指導

河川管理者は、工作物の新築又は改築の申請がなされた場合には、許可の基準に適合したものとなっているか否かについて、『許可工作物技術審査の手引き』等を活用し、適切に審査することとする。

その上で、法第26条第1項に係る審査にあつては、許可後の設置者による適切な維持管理の実施を担保するため、技術的基準の内容(当該許可工作物が令第9条の3第1項3号の規定(一年に一回以上の点検の実施、点検結果の記録・保存)の適用を受ける施設にあつてはその旨を含む)を許可条件として付することとする。また、技術的基準の遵守については、一義的には設置者の責によるものであることに留意しつつ、令第9条の3第1項3号の規定の適用を受ける施設のうち、公共安全の保持の観点から特に必要な施設については、機能維持のための具体的な措置や点検の具体的な実施時期等を許可条件として付することとする。

水門・樋門、可動堰及び揚排水機場等操作を伴う許可工作物にあつては、操作に関する基本的な方針、操作方法等について予め定めておくよう指導するものとする。

なお、土地(及び流水)の占用に係る許可条件の付与については、従前通り必要な事項について行うものとする。

(2) 設置者への助言

法第26条第1項の審査にあつては、技術的基準のうち、施設の機能を維持するための具体的な措置の内容や点検の手法及び具体的な実施時期等について設置者の具体の対応を確認するとともに、施設が不要となった場合の対応について確認し、それらの対応について必要な助言を行うこととする。また、令第9条の3第1項3号の規定の適用を受ける施設の助言にあつては、必要に応じて後述の点検内容(表-1)や点検結果表(別添)を活用することとする。

なお、機械設備の詳細な点検について設置者より助言を求められた場合には、水門・樋門については『ゲート点検・整備要領(案)』の点検・整備要領表を、揚排水機場については『揚排水機場設備点検整備指針(案)同解説』の点検・整備チェックシートを、それぞれ参考とするよう助言するものとする。

2-3 占用の継続又は除却時の対応

(1) 設置者への指導

土地(及び流水)の占用の継続について申請がなされた場合には、その土地に

設置されている許可工作物が、技術的基準及び許可条件に基づいて適切な維持管理がなされているかどうかを確認し、技術的基準が遵守されていない場合や従前の許可条件の下では公共の安全の保持に支障が生じることが予見される場合には、口頭による指導、許可条件の追加等、是正のために必要な対応を行うこととする。

一方、施設の目的を喪失し、法第 31 条第 1 項に規定する施設の廃止の届出が提出された場合には、法第 26 条第 1 項又は法第 31 条第 2 項に基づく手続きを経て、施設を除却させ、河川を原状に回復させるものとする。また、目的を喪失した施設の除却は、占用許可期間の満了を待つことなく、施設の目的を喪失した時点で速やかに実施させることを基本とする。

設置者からの届出が提出されない場合でも、河川巡視等により利用の実態がないこと等を確認した場合には、設置者に対し、口頭で速やかな除却及び原状回復を指導することとする。口頭による指導では改善されない場合には、法の規定に基づいた報告の徴収及び立入検査（法第 78 条）、是正指示（法第 77 条）、監督処分（法第 75 条）、及び行政代執行（行政代執行法）の対応を行うこととする。

（２）設置者への助言

継続的な占用が必要な場合には、新築・改築時と同様、適切に維持管理される必要がある。

そのため、２－２（２）と同様の内容について助言を行うこととする。

２－４ 異状発見時等の対応

（１）設置者への指導

設置者による点検時又は運転時に異状が発見された場合、又は洪水、地震その他の原因により施設の異状が発生した場合は、水利施設においては管理規程により、その他の施設においては許可条件により、河川管理者へ情報連絡を行わせることとする。ここでいう異状とは、土砂堆積等による治水上の観点だけではなく、利水上、環境上の観点を含むものである。

設置者からの報告を受けた場合、又は河川巡視等により河川管理者が異状を発見した場合は、設置者の対応方針について確認するとともに、設置者の対応方針が公共の安全の保持その他の河川管理上の観点から不適切と判断される場合には、口頭で適切な対応を指導することとする。口頭による指導で改善が見られない場合には、法の規定に基づいた立入検査（法第 78 条）、是正指示（法第 77 条）、監督処分（法第 75 条）、及び行政代執行（行政代執行法）の対応を行うこととする。

出水期における災害の防止のための措置については、例年、『出水期における防災対策について』（国土交通事務次官通知）や『出水対策について』（水管理・国土保全局長通知）が通知されているところであり、これらを踏まえ、必要な場合には設置者による直近の点検結果について報告を受けることとする。その際、操作を伴う施設については、管理規程等操作に関する要領の確認及び施設被災時

における河川管理者等への情報連絡体制の確認結果についても報告を受けることとする。報告を受ける場合には、後述の点検結果表（別添）を活用するなどにより、施設毎に報告を受けることとし、公共の安全の保持その他の河川管理上の支障がなく維持管理がなされていることを確認することとする。

（２）設置者への助言

設置者による点検に加え、出水期前に河川管理者と設置者が相互の理解のもと、合同で点検を行うよう働きかけ、その中で必要な助言を行うこととする。合同で点検を行う場合には、表－１の点検内容について合同で確認し、点検結果を別添の点検結果表に記載するよう助言するものとする。

また、合同の点検において異状が発見された場合には、必要に応じて設置者に対して修繕等に関する助言を行うこととする。さらに、施設によっては、修繕・更新に関して多大な費用が必要となるものもあることから、将来的な修繕・更新計画を策定しておくことなど、施設状況に応じた助言を行うこととする。

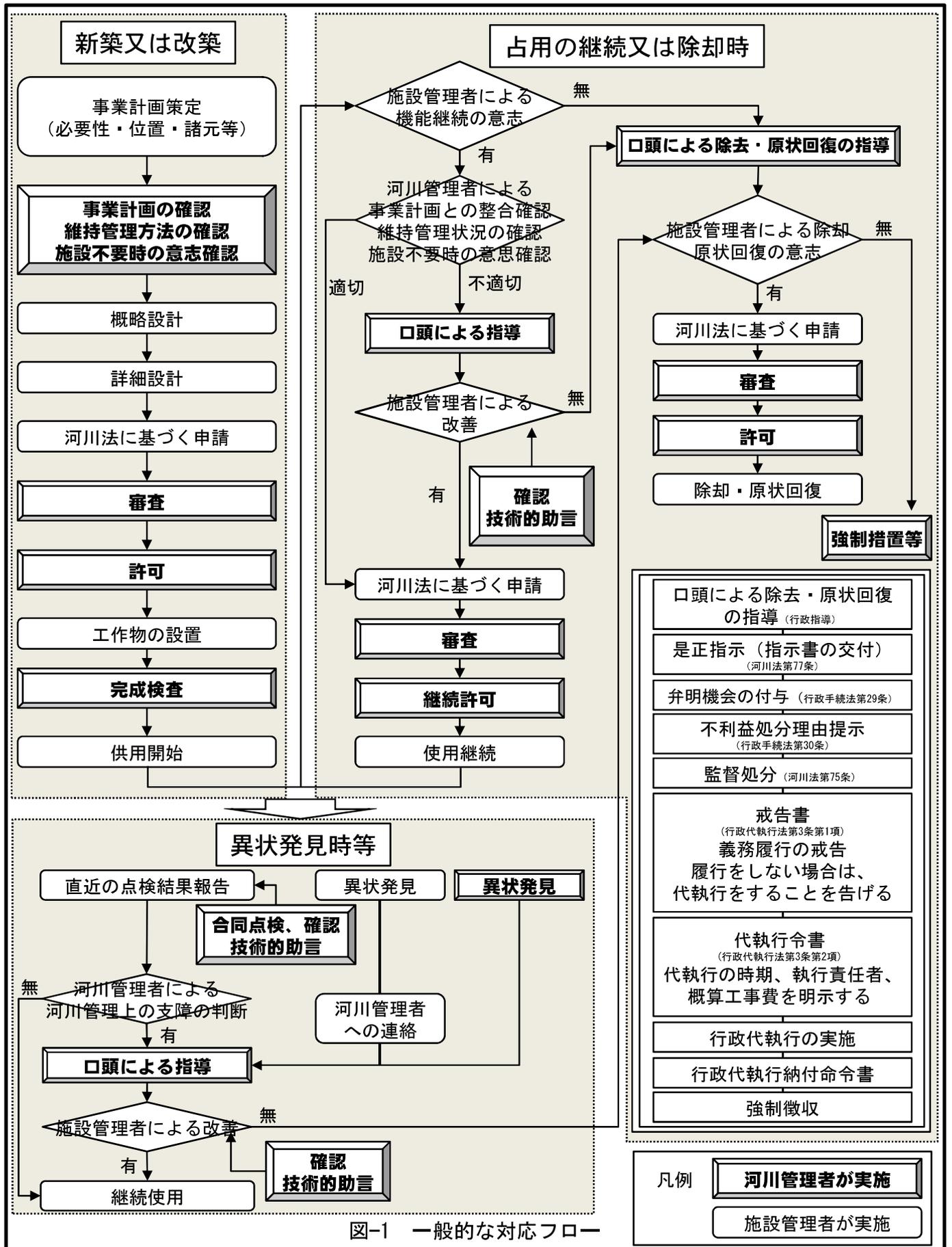


表-1 各許可工作物における点検内容

点検項目	施設	堰・床止め、河川を横断する水門等	閘門陸閘樋門樋管	揚水機場排水機場	取水塔	伏せ越し河底横過トンネル	橋梁	河川公園施設等
	施設の状況	施設本体の損傷状況	○	○	○	○	○	○
取付護岸（根固め含む）の維持状況		○	○	○	○	○	○	
高水敷保護工の維持状況		○	○	○	○		○	
吸水槽・吐出水槽・除塵機の維持状況				○				
作動状況	適切な操作が行われているか（既往操作簿のチェック）	○	○	○	○			
	ゲートの開閉状況	○	○	○	○	○		
	警報施設の作動状況	○						
	ポンプの作動状況			○	○			
施設周辺状況	施設周辺堤防の異状の状況	○	○	○	○	○	○	○
	施設周辺の河床洗掘、堆積の状況	○	○	○	○	○	○	
	上・下部工の施設状況				○		○	
	橋脚の根入れの状況等						○	
管理体制の状況	「操作・管理・点検」等に関する規定・要領等の整備状況（現状と整合しているか）	○	○	○	○	○		○
	管理（点検）体制の整備状況	○	○	○	○	○	○	○
	出水時や異状時の情報連絡体制の整備状況	○	○	○	○	○	○	○
その他	占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況	○	○	○	○	○	○	○
	第三者の安全利用に影響はないか	○	○	○	○	○	○	○
	その他施設の管理状況	○	○	○	○	○	○	○

(別添)

〇〇年〇〇月〇〇日調整

◆堰・床止め・水門等 点検結果表

施設名	所在地		河川距離標	左岸： 右岸：	完成年月日 最新許可日	点検者氏名
	機関名	担当課				
施設管理者			前回点検年月日	今回点検年月日	役職	
点検項目			備考（参考：確認項目）			
施設本体の損傷状況			施設本体の損傷状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認			
取付護岸（根固め含む）の維持状況			施設周辺の護岸（クラック等）、根固め（流出・陥没等）に異状がないか確認			
高水敷保護工の維持状況			高水敷保護工に損傷がないか確認			
適正な操作状況			既往操作記録簿等に問題ないか操作規則等により確認			
ゲートの開閉状況			ゲートの開閉に問題ないか動作確認			
警報施設の作動状況			スピーカー、サイレン等が正常に作動するか確認			
施設周辺の堤防の異状等の状況			施設周辺堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認			
下流の河床洗掘の状況			施設下流において異常洗掘がないか確認			
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況（現状と整合しているか）			操作規則等に基づいた操作ルールとなっているか確認、情報連絡体制表を添付			
管理（点検）体制の整備状況			管理担当者及び年・月点検の実施体制について確認			
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況			施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認			
その他施設管理状況			流木・堆積土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか確認			
第三者の安全利用状況			第三者に対して危険がないか（転落防止柵、管理橋等）確認			
その他（ ）						
前回の指摘事項の内容			改善の有無及び内容			
備考						

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し河川管理者の確認を受ける
 ※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

◆ 閘門、陸閘、樋門、樋管等 点検結果表

〇〇年〇〇月〇〇日調整

施設名	所在地		河川距離標 (左・右岸)	完成年月日 最新許可日	点検者氏名
	機関名	担当課			
施設管理者			今回点検年月日	点検者	
点検項目			電話番号	備考 (参考: 確認項目)	
(問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載)			前回点検年月日		
施設本体の損傷状況				施設本体の損傷状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認	
取付護岸 (根固め含む) の維持状況				施設周辺の護岸 (クラック等)、根固め (流出・陥没等) に異状がないか確認	
高水敷保護工の維持状況				高水敷保護工に損傷がないか確認	
適正な操作状況				既往操作記録簿等に問題ないか操作規則等により確認	
ゲートの開閉状況				ゲートの開閉に問題ないか動作確認	
施設周辺の堤防の異状等の状況				施設周辺堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認	
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況 (現状と整合しているか)				操作規則等に基づいた操作ルールとなっているか確認、情報連絡体制表を添付	
管理 (点検) 体制の整備状況				管理担当者及び年・月点検の実施体制について確認	
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況				施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認	
その他施設管理状況				流木・堆積土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか確認	
第三者の安全利用状況				第三者に対して危険がないか (転落防止柵、管理橋等) 確認	
その他 ()					
前回の指摘事項の内容				改善の有無及び内容	
備考					

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し河川管理者の確認を受ける

※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

◆揚排水機場 点検結果表

施設名	所在地		河川距離標 (左・右岸)	完成年月日 最新許可日	点検者氏名
	機関名	担当課			
施設管理者			今回点検年月日	点検者	
点検項目			電話番号	備考 (参考：確認項目)	
施設本体の損傷状況			施設本体の損傷状況を確認するとともに油量を確認		
取付護岸 (根固め含む) の維持状況			施設周辺の護岸 (クラック等)、根固め (流出・陥没等) に異常がないか確認		
高水敷保護工の維持状況			高水敷保護工に損傷がないか確認		
吸水槽・吐出水槽・除塵機の維持状況			外観を確認するとともに除塵機の作動を行い、異常がないか確認		
適正な操作状況			既往操作記録簿等に問題ないか操作規則等により確認		
ゲートの開閉状況			ゲートの開閉に問題ないか (水漏れ、開度表示、ローラーの回転等) 確認		
ポンプの作動状況			外観を確認するとともにポンプの作動を行い、異常がないか確認		
施設周辺の堤防の異状等の状況			施設周辺堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認		
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況 (現状と整合しているか)			操作規則等に基づいた操作ルールとなっているか確認、情報連絡体制表を添付		
管理 (点検) 体制の整備状況			管理担当者及び年・月点検の実施体制について確認		
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況			施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認		
その他施設管理状況			流木・堆積土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか確認		
第三者の安全利用状況			第三者に対して危険がないか (転落防止柵、管理橋等) 確認		
その他 ()					
前回の指摘事項の内容		改善の有無及び内容			
備考					

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し河川管理者の確認を受ける
 ※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

◆取水塔 点検結果表

(別添)
〇〇年〇〇月〇〇日調整

施設名	機関名		所在地	河川距離標 (左・右岸)		完成年月日 最新許可日
	担当者	電話番号		前回点検年月日	点検者	
施設管理者						役職
点検項目	点検結果 (問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載)					
施設本体の損傷状況	施設本体の損傷状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認					
下部工の施設状況	下部工の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認					
取付護岸(根固め含む)の維持状況	施設周辺の護岸(クラック等)、根固め(流出・陥没等)に異状がないか確認					
高水敷保護工の維持状況	高水敷保護工に損傷がないか確認					
適正な操作状況	既往操作記録簿等に問題ないか操作規則等により確認					
ポンプの作動状況	外観を確認するとともにポンプの作動に異常がないか確認					
施設周辺の堤防の異状等の状況	施設周辺の堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認					
周辺の堆積・河床洗掘の状況	施設周辺において異常堆積・洗掘がないか確認					
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況(現状と整合しているか)	操作規則等に基づいた操作ルールとなっているか確認、情報連絡体制表を添付					
管理(点検)体制の整備状況	管理担当者及び年・月点検の実施体制について確認					
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況	施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認					
その他施設管理状況	流木・堆積土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか確認					
第三者の安全利用状況	第三者に対して危険がないか(転落防止柵、管理橋等)確認					
その他()						
前回の指摘事項の内容	改善の有無及び内容					
備考						

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し河川管理者の確認を受ける
 ※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

◆伏せ越し・河底横過トンネル 点検結果表

(別添)
〇〇年〇〇月〇〇日調整

施設名	所在地		河川距離標	左岸： 右岸：	完成年月日 最新許可日	点検者氏名
	機関名	担当課				
施設管理者			電話番号			
点検項目		点検結果 (問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載)		備考 (参考：確認項目)		
施設本体の損傷状況				施設本体の損傷状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認		
取付護岸 (根固め含む) の維持状況				施設周辺の護岸 (クラック等)、根固め (流出・陥没等) に異状がないか確認		
ゲートの閉閉状況				ゲートの閉閉に問題ないか (水漏れ、開度表示等) 確認		
施設周辺の堤防の異状等の状況				施設周辺堤防の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認		
周辺の河床洗掘の状況				施設周辺において異常堆積・洗掘がないか確認		
「操作・管理・点検」等に関する規程・要項等の整備状況 (現状と整合しているか)				操作規則等に基づいた操作ルールとなっているか確認、情報連絡体制表を添付		
管理 (点検) 体制の整備状況				管理担当者及び年・月点検の実施体制について確認		
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況				施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認		
その他施設管理状況				流木・堆積土砂等の状況、ゴミ等の投棄がないか確認		
第三者の安全利用状況				第三者に対して危険がないか (転落防止柵、管理橋等) 確認		
その他 ()						
前回の指摘事項の内容				改善の有無及び内容		
備考						

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し河川管理者の確認を受ける
※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

(別添)

〇〇年〇〇月〇〇日調整

◆橋梁 点検結果表

施設名	所在地		河川距離標	左岸： 右岸：	完成年月日 最新許可日
	構造令適合の有 無	有・無			
路線名	機関名	担当課	前回点検年月日	今回点検年月日	径間数
施設管理者	備考 (参考：確認項目)				
点検項目	(問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載)				
上部工の施設状況	上部工の状況を確認 (塗装を含む) し、河川及び周辺への影響の有無を確認				
下部工の施設状況	下部工の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認				
取付護岸 (根固め含む) 維持状況	破損、陥没、空洞化、吸い出し等がないか護岸の状況を確認				
高水敷保護工の維持状況	ピア及び低水護岸の維持状況を確認				
施設周辺の河床洗掘の状況	施設周辺において異常堆積・洗掘がないか確認				
橋脚の根入れの状況等	根入れの状況について、測量または目視により確認				
出水時及び異常時の情報連絡体制等の整備状況	情報連絡体制表を添付				
橋梁の点検体制の状況	出水期前に点検要領等に基づき実施しているか確認				
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況	施設及びその周辺が清掃・除草されているか確認				
その他施設管理状況	ピア等に付着している流木等の状況、ゴミ等の投棄がないか、添架物に異常がないかを確認				
第三者の安全利用状況	第三者に対して危険がないかを確認				
その他 ()					
前回の指摘事項の内容	改善の有無及び内容				
備考					

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し河川管理者の確認を受ける

※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する

◆河川公園等 点検結果表

〇〇年〇〇月〇〇日調整

施設名	所在地		河川距離標 (左・右岸)	完成年月日 最新許可日
	機関名	担当課		
施設管理者			今回点検年月日	点検者氏名
			前回点検年月日	
			電話番号	点検者
点検項目	点検結果 (問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載)			備考(参考:確認項目)
施設周辺の堤防の異状等の状況			施設周辺堤防の状況を確認し、河川への影響の有無を確認	
出水時及び異常時の情報連絡体制等の整備状況			情報連絡体制表を添付	
出水時の施設撤去の実効性			撤去計画の実効性について確認	
許可書と現地施設の整合性			許可書の構造や数量と整合しているか確認	
施設の安全利用に問題はないか			施設の老朽化の状況、利用者が安全に利用できるか確認	
水際・水面部の安全利用に問題はないか			親水護岸等からの滑り落ち、水衝部への転落が発生しないか等確認	
水道・電気等の引き込みの問題はないか			公園内にある水道・電気設備に関して、安全利用上問題がないか確認	
投棄物はないか			不法駐車車両の有無、ゴミ、危険物の有無を確認	
環境上(水質・動植物)の問題はないか			河川・親水池等の水質の異常、特定外来種の繁殖状況等を確認	
占用地及びその周辺の清掃・除草の実施状況			施設及びその周辺の清掃・除草されているか確認	
その他()				
前回の指摘事項の内容			改善の有無及び内容	
備考				

※点検項目は各施設の状況に応じて追加・削除し河川管理者の確認を受ける

※点検結果は出水期前に河川管理者に提出する